

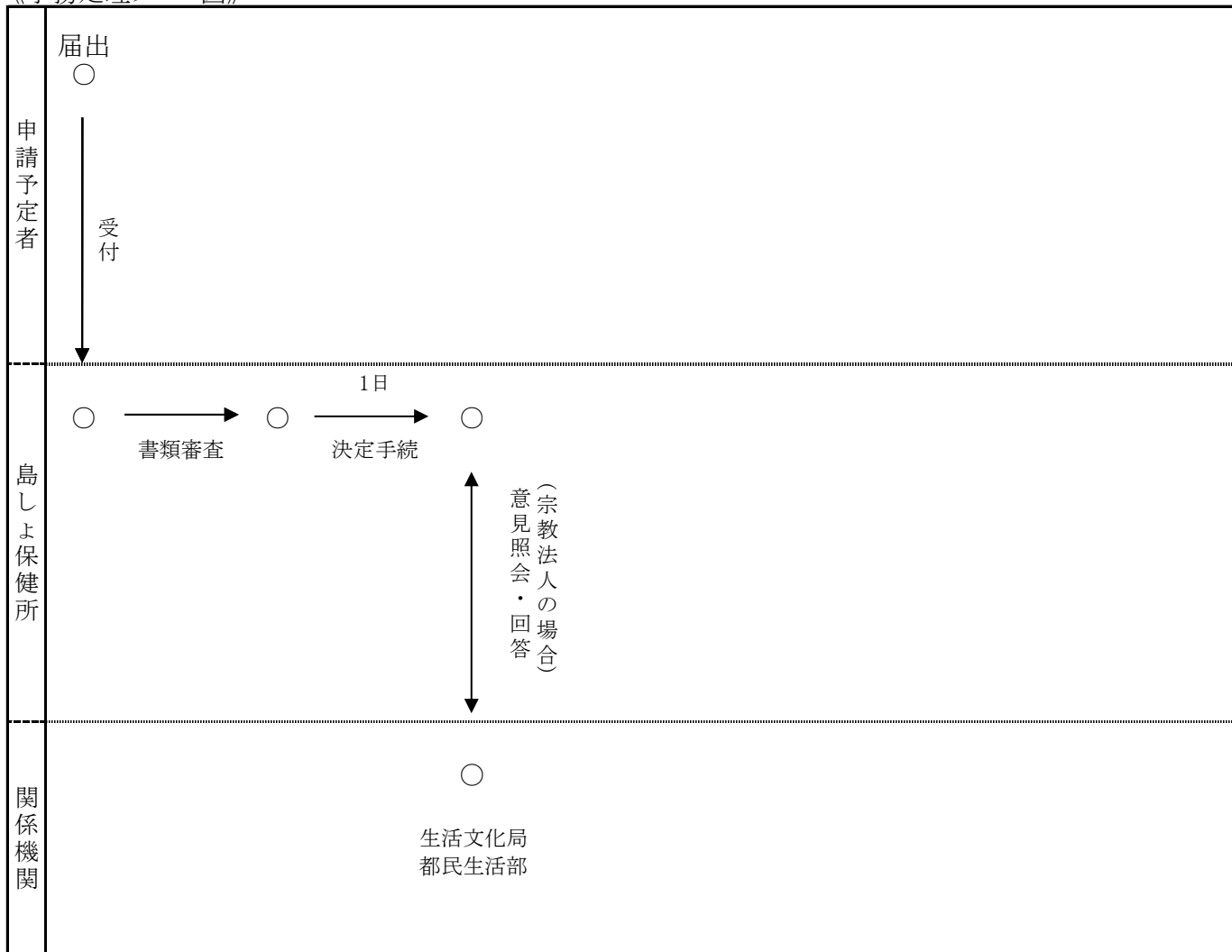
### 事務処理フロー図

事務名	墓地等の申請予定に係る標識設置の届出
根拠法令	墓地等の構造設備及び管理の基準等に関する条例第16条第1項

作成部署 福祉保健局健康安全部環境保健衛生課指導担当 電話34-221

標準処理期間計	1日
---------	----

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

項番	項目	説明
1	届出	標識を設置した場合、保健所で届出を受け付けます。 * 標識の設置期間は、申請をしようとする日の少なくとも90日前から工事の完了する日まで
2	書類審査	届出書類を審査し、不備があれば補正を求めます。
3	決定手続	書類審査し、決定します。 宗教法人の場合、所管部署へ意見照会を行います。
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		